

○山梨県警察指定被害者支援要員制度運用要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 1 7 日 〕
〔 例規甲（務被）第 6 6 号 〕

山梨県警察指定被害者支援要員制度運用要領

第 1 趣旨

この要領は、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署（以下「警察署等」と総称する。）において、自所属の管内で発生した事件事故の被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対し、被害発生直後から被害者等の精神的負担及び不安の軽減を図るための支援活動（以下「支援活動」という。）を行う指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）の指定、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 支援要員の指定

交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長は、原則として、所属の警部補以下の警察官の中から指定被害者支援要員指定基準表（別表第 1）に基づき、被害者等への支援活動に適任と認める者を支援要員に指定するものとする。この場合において、女性警察官又は少年補導職員が配置されている所属における指定に当たっては、女性警察官又は少年補導職員を優先的に指定するものとする。

第 3 支援体制等

1 総括責任者

- (1) 警察署等に被害者支援総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、高速隊長及び警察署長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、警察署等の支援要員の運用を総括するものとする。

2 総括副責任者

- (1) 警察署等に被害者支援総括副責任者（以下「総括副責任者」という。）を置き、高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者を補佐するものとする。

3 支援責任者

- (1) 警察署等に被害者支援責任者（以下「支援責任者」という。）を置き、高速隊にあつては隊長補佐を、警察署にあつては警務課長又は警務係長をもって充てる。
- (2) 支援責任者は、総括責任者の指揮を受け、所属における支援活動の推進及び管理を行うものとする。

なお、執務時間外においては、高速隊にあつては本隊及び分駐隊における交替制勤務時の小隊長が、警察署にあつては宿日直責任者が支援責任者の任務を代行するものとする。

4 支援担当係

高速隊の庶務・企画担当又は警察署の犯罪被害者支援係若しくは警務係を被害者支援担当係（以下「支援担当係」という。）とし、次に掲げる業務を行うものとする。

- ア 所属内における支援要員の運用に関する連絡調整、結果集約及び報告
- イ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害発生時の報告について（平成20年7月1日付け、通達（務被）第20号）に定める犯罪被害の発生報告及び犯罪被害給付制度の教示
- ウ 犯罪被害者支援制度に係る公費支出要領の制定について（令和3年3月17日付け、例規甲（務被）第97号）に定める公費支出の手続
- エ 犯罪被害者支援に係る関係機関・団体との連携
- オ 支援活動に関する所属職員への教養の推進

第4 支援対象者等

1 支援対象者

支援対象者は、山梨県警察被害者連絡実施要領の制定について（令和元年12月23日付け、通達（刑企通企）第217号。以下「被害者連絡要領」という。）別表に掲げる事件（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。ただし、次に掲げる場合は、支援対象者から除くものとする。

- ア 被害者等が支援活動を希望しない場合
- イ 加害者において正当防衛又は正当行為に当たる場合
- ウ その他総括責任者が支援の必要がないと認めた場合

2 過失事件の被害者等への対応

過失事件については、当事者の一方又は双方に過失があり、いずれかに支援要員を指定して支援活動を行わせることが以後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると思われる場合は、両当事者に支援要員を指定し、又はいずれにも指定しないことができる。

なお、両当事者に支援を行う場合、どちらかの当事者があたかも被害者であるような誤解を与える言動を慎むなど、後日、紛議が生じないように留意しなければならない。

第5 支援要員の運用

1 担当者の指名

総括責任者は、対象事件を認知したときは、原則として支援要員の中から当該事件の被害者等への支援活動に当たる者を指名するものとする。ただし、被害者等が被害者連絡要領により指名された被害者連絡担当者による支援活動を希望する場合のほか、被害者連絡担当者が支援活動を行うことが適当と認められる事情があると

きは、当該事件の被害者連絡担当者を支援活動に当たるものとして指名することができるものとする。

2 警察署における当直時間帯の運用

- (1) 警察署の宿日直責任者は、対象事件を認知したときは、宿日直勤務員又は当該事件の担当捜査員の中から被害者等の支援活動に当たる者を指名するものとする。
- (2) (1)により指名された宿日直勤務員又は当該事件の担当捜査員は、宿日直勤務終了時まで第7の1に定める支援活動のうち必要な活動を行い、宿日直勤務交替時に総括責任者が1の定めにより指名する支援要員又は被害者連絡担当者（以下「支援要員等」という。）へその後の支援活動を引き継ぐものとする。

3 支援期間

支援活動を実施する期間は、原則として対象事件を認知したときから、当該事件が終了したときまでとする。ただし、総括責任者は、被害者等の実情、捜査の進捗状況等必要に応じて支援する期間を延長し、又は短縮するなど弾力的に運用するものとする。

第6 被害者連絡要領との関係

- 1 被害者連絡要領に基づく被害者連絡については、当該要領に基づき実施するものとする。
- 2 被害者連絡担当者は、被害者連絡要領に定める被害者連絡票（以下「連絡票」という。）及び経過票を作成したときは、支援担当係にその写しを送付して、相互に連携した被害者連絡及び支援活動が行われるよう努めるものとする。

第7 支援要員等の実施事項

- 1 支援要員等の任務
支援要員等は、別表第2に掲げる支援活動を行うものとする。
- 2 支援要員等は、被害者等に対する支援活動を行ったときは、活動の都度、経過票を作成して活動状況を総括責任者に報告するとともに、その写しを支援担当係に送付するものとする。
- 3 支援担当係は、連絡票及び経過票の写しの送付を受けたときは、年度ごとに被害者支援管理簿（第1号様式）を作成し、対象事件の把握、管理等を行うものとする。

第8 実施上の留意事項

- 1 総括責任者は、警務部警務課長と連携し、支援要員に対し必要な教養を行うものとする。
- 2 総括責任者は、本要領の趣旨を職員に徹底し、円滑な運用に配慮するものとする。
- 3 総括責任者及び支援責任者は、各部門間の連絡調整を密にし、特に、支援活動に従事する職員のメンタルヘルス及び業務負担に配慮するとともに、支援活動に対す

る適正な評価についても配慮するものとする。

- 4 支援要員は、被害者等の権利と自由の保護、捜査に対する被害者等の協力確保、捜査過程における被害者等の人権尊重等を基本的使命とし、支援活動を行うものとする。

第9 報告

1 支援要員の指定等

総括責任者は、第2の定めにより支援要員を指定したときは、指定被害者支援要員指定報告書（第2号様式）により、警務部警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、指定後、人事異動等に伴い、新たに支援要員を指定及び解除したときは、指定被害者支援要員指定・解除報告書（第3号様式）により、警務部警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

2 支援活動状況

支援担当係は、連絡票及び経過票の写しの送付を受けたときは、遅滞なくこれらの写しを警務部警務課長に送付するものとする。

別表及び様式 省略